

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	山南町小新屋	平成 28 年 3 月	令和 5 年 2 月

#### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15.9 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.1 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	1.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5 ha
(備考)・農地中間管理機構は積極的に活用していく。 ・用水路第 210 号、第 211 号の改修工事を進める計画。	アンケート回答割合 (②/①) 57.2 %

#### 2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"><li>・少子高齢化、担い手の減少に伴い遊休農地が増加している。</li><li>・集落西側の農地は未整備田で進入路も狭く、用排水路も悪条件である。</li></ul>
--

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"><li>・大池の圃場はベビーリーフ栽培により農地を集約していく。</li><li>・前田圃場については栗栽培により農地を集約していく。</li></ul>
---

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	6 経営体
----	-------	-------

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2 法人の安定的な農地管理の為に、地権者や地域が一体となり農地管理に携わる仕組みを考える。</li><li>・ 耕作放棄地解消のために、小新屋・営団協議会で検討をし、施設整備等を模索していきたい。</li></ul>
--